奈良県告示第三百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を休止した旨の届出があった。

平成三十年二月二日

奈良県知事　荒　井　正　吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	休止年月日
豊田　美代子	豊田整骨院 大和高田市大字有井五九ー七	平成三十年一月十日